

## 【17】 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭の選考

### 1 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭<sup>※</sup>の募集について

三重県公立学校教員採用選考試験と併せて、育児休業等代替任期付講師（「栄養教諭に準ずる職務に従事する講師」を含む）・任期付養護助教諭（以下、「任期付講師等」という。）の選考を実施し、合格した者を「三重県公立学校任期付講師等採用候補者名簿」（以下「候補者名簿」という。）に登載します。育児休業等の取得状況に応じて、取得する教員の代替講師を、名簿登載された者の中から採用します。候補者名簿登載期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、名簿に登載されても採用されない場合や、臨時的任用講師・臨時的任用養護助教諭等として採用される場合があります。育児休業等を取得する教諭および栄養教諭の代替の名称は「育児休業等代替任期付講師」、養護教諭の代替の名称は「育児休業等代替任期付養護助教諭」です。

#### ※育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭について

○任期付講師等は、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として勤務する職員です。任期が定められていること、育児休業を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、原則として正規教員に準じます。

○任期は、原則として教員の育児休業等の期間に応じて設定します。（3年未満）

なお、本務者の育児休業期間が短縮された場合等において、任用期間を短縮することがあります。

例：本務者Aの育児休業期間が令和8年4月1日から令和10年3月31日のとき

任期付講師の任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日

上記、本務者Aの育児休業期間が令和9年3月31日までに短縮されたとき

任期付講師の任期：令和9年3月31日までに短縮

○育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。

### 2 申込方法

三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験合格者に対して、任期付講師等を募集する校種・教科や申込方法について通知します。そのため、令和7年4月4日（金）～25日（金）の期間中に申し込むことはできません。

詳しくは、第1次選考試験合格者向け通知文書を確認してください。

### 3 選考方法

第2次選考試験受験時に任期付講師等としての任用を希望した者のうち第2次選考試験の不合格者で、すべての試験項目について一定の基準を満たす者の中から、名簿登載見込数の範囲内で総合的に選考します。

### 4 結果の通知

候補者名簿への登載については、第2次選考試験の結果とともに通知します。

### 5 その他

○ 令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験において、育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭として合格した方については、3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭として名簿登載することとし、名簿登載期間中、名簿登載と同じ校種・教科等における三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験のすべてを免除します。

○ 任期付講師等以外の常勤講師等を希望する場合は、三重県教育委員会の教職員採用のウェブサイトにある「講師等の募集」のページから別途、登録手続きを行ってください。